

◆ 7 与論町ヨロン島サンゴ礁条例

平成19年6月20日公布

与論町条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、寄附金を社会投資の資金として受け入れると同時に、寄附者の公共サービスに対するニーズを具体化することにより、寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現すると共に個性あるまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の規定する寄附者の社会投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) サンゴ礁と共生する環境の保全に関する事業
- (2) ヨロンマラソン大会の運営に関する事業
- (3) 与論十五夜踊りの保存に関する事業
- (4) 離島の振興に関する事業

(基金の設置)

第3条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するために、与論町ヨロン島サンゴ礁基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附金の使途指定等)

第4条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がない寄附金については、町長が当該事業の指定を行うものとする。

(基金への積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、前条の規定により寄附された寄附金及びかごしま応援寄附金から交付された額とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保

管しなければならない。

(基金の収益処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第8条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第9条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第10条 町長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1ヵ月以内に公表しなければならない。

(寄附者への報告)

第11条 町長は、第8条に規定する基金の処分を行った場合は、寄附者に当該基金の事業への充当結果を報告しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成20年6月10日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。